

2018年度 第3回評価技術委員会 議事録

◇ 日時 2019年03月06日(水) 14:00~17:00

◇ 場所 (一財)日本食品分析センター 大阪支所 2F 会議室

◇ 出席者(敬称略, 順不同)

中津川直樹(管掌役員), 太田知克(委員長, 文責), 徳島俊吾(副委員長), 射本康夫, 土屋禎, 岸田透, 高島秀夫, 中曽根寿明, 室巻良彦, 山本哲, 加藤泰一, 村田貴洋, 石黒斉, 鬼頭由紀乃, 前川幸子(制度運営委員会)

オブザーバー: 平沼進(専務理事), 永田敏幸(事務局)

◇ 議事

1. 中津川管掌役員及び太田委員長挨拶

2. 前回議事録確認(太田委員長)

前回議事録に基づき継続議題について確認した。

3. 規定(試験法)の見直し

抗菌分科会(太田委員長)

<液吸水性物質用フィルム密着法(S12)>

太田委員長から改訂案について説明された。前回の委員会及びメール審議にて確認・修正された内容で異議は無く, 委員会承認案として理事会(3/26)承認とすることとした。

<防カビ加工製品の防カビ効力評価試験法(S11)>

太田委員長から改訂案について説明された。メール審議にて確認・修正された内容で異議は無く, 委員会承認案として理事会(3/26)承認とすることとした。

<光照射フィルム密着法(S7)>

2018年度第1回評価技術委員会にて本方法は廃止することとしていた。今回の試験方法改訂に合わせて廃止とし, 光触媒加工製品については該当 JIS 規格である JIS R1702 及び JIS R1752 を用いることで統一する。なお, マークについては JIS K6400-9 のように JIS 番号の入った専用のマークは作らず, ISO 番号なしのマークでの認証とする。併せて規定 K07「品質と安全に関わる自主規格」の該当部分の改定も行う。

4. ブランクフィルム問題(徳島分科会長)

徳島分科会長より複数機関で実施した γ 線滅菌済のタニムラクリーン(他数社)のデータについて説明された。結果として, 試験機関毎にばらつきが大きく一括発注を行うにはリスクが大きいため, 特注品の発注は見送ることとした。

なお, 検討結果から問題ない機関もあることから, 今回の γ 線滅菌済タニムラクリーンを使用したいと考えている機関の希望を募り, SIAA より発注する(特注ではなく, 0.05mm の既存品)。ただし, 今年6月以降タニムラクリーンが製造工程を変更するとの情報があった(製造場所をクリーンルームで行わなくなる等)。現行の工程で製造されたものを希望する場合は3月中に徳島副委員長を窓口として取りまとめ, SIAA より発注することとする。

また、無加工品が無い場合の措置として現行版の JIS Z 2801 では“フィルム”のみとなっているが、ガラス等のフィルム以外のものの使用も可とする、もしくは ISO22196 に合わせ記載自体を削除することを規格改定時に検討する。

5. SIAA の定期的チェック制度の導入の件

前川委員長(制度運営委員会)より資料に沿って定期的チェック制度について説明された。

説明について以下の意見が出された。

- ・対象は JIS Z 2801 のみで、シェーク法等の他の試験で登録されたものについては体制が整うまで保留とする。
- ・基準を満たさなかった企業に対しては事務局・プロジェクトチームからフィードバックを行う。
- ・ブランクフィルム問題で市販のポリエチレンフィルムを無加工品とすることが難しいため、無加工品は SIAA が用意するブランクプレートを用いる。ブランクプレートの作成はシナネンゼオミック様に数種用意いただき、評価技術委員会の試験機関で確認を行う。本件は次年度の評価技術委員会の計画に入れる。
- ・基本 5 cm×5 cm の試験片の提供をお願いする。切断等については依頼企業に実施していただく。
- ・サンプルの必要枚数は、再試験等が発生した場合改めて作成することは依頼企業の負担が大きいため、その分も加味して 24 枚(2 回分)とする。
- ・サンプルに雑菌が多数出る等の不具合が生じた場合、事務局・プロジェクトチームへ戻して対応を仰ぐ(様々な不具合が出ると想定されており、対応は都度行うこととする。)
- ・初年度が終了した段階で見直しを行う。
- ・試験期間を 6 箇月とし、報告は 1 期間分をまとめて行うこととする(所定様式に記入後事務局へ報告する)。
- ・依頼者様式への SIAA コードは入れてほしい。
- ・抗菌加工部分の面積は耐水の水の量に影響するため、両面・裏面・側面等を備考としてあらかじめ記載してほしい。
- ・会員への問い合わせがある場合は各試験機関で行わず、事務局に集約する。
- ・サンプルの送付は、事務局で取りまとめた後、事務局から各試験機関へ一括で送付する。
- ・提出値は基本抗菌活性値のみで、個々のデータについては報告しない(どうしても要求される場合は事情により検討するが基本は不可とする。)
- ・依頼書様式の担当者について複数ある企業もあるが、誰を今回の担当にするかについては特にこだわらない。
- ・依頼企業が試験機関を選択することは不可とする(初回登録時と同じ試験機関を要望される場合等があるかもしれないが、それらは全て不可とする。)
- ・ガイドライン及び規定をプロジェクトチームで作成し、理事会の審議にかける。
- ・評価技術委員会で実施試験機関に向けた手順書を次年度作成する(無加工試験片は SIAA が用意するものを用いる等細かい部分を盛り込む。)
- ・耐光区分 2 についての加算料金は SIAA が負担する(登録は 5 社程度)。
- ・次回理事会(3/26)で定期的チェック制度の導入が承認された後、次年度より説明会を実施予定。

6. 国際標準化分科会活動報告(土屋国際標準化分科会長)

前回の議事録からの追加事項について説明された

<抗ウイルス試験法について>

FDIS ステージの投票にかけられており次年度中に ISO として発行される予定。

<抗バイオフィルム試験法について>

12月実施のヒアリングの結果、次年度の事業としては採択されなかった。ただし、2020年度の事業として改めて申請する予定である。2019年度は国から補助はないが、ISO提案に向けた活動は行う。ISO新規提案(NP)投票がスタートした後に経産省事業の申請はできない。2019年度に改めて、2020年度の事業として申請するが、2019年度のISO TC61年次大会では2020年度(4月以降)にNP投票にかけられるようなタイミングを考慮して、NP提案のプレゼンを行う予定である。

<OECD ガイダンスドキュメント>

Tier 3に進むかどうかは、実施する必要があるか否かについてまだ議論中である。Tier 3は実地調査であり、試験法ではなく調査レポートとして報告されることが考えられる。

7. 事務局より(平沼専務理事)

- ・定期的チェック制度については 3/26 の理事会で承認されたら 2 年程度で全会員に了承を頂く（第一回は次年度の総会を予定。）。
- ・抗ウイルス試験法は ISO として発行されたら直ちに認証制度として動き始める。
- ・抗バイオフィルム試験法については次年度も改めて経産省へ申請する（エコに対するメリットを強調する。）。
- ・バイオフィルムの次の案件として抗アレルギー物質がある。準備委員会を設置し、1 年かけて調査して継続するか見極める。

8. その他

事務局より都営大江戸線の優先席付近に掲載するポスターについて説明された。4 月から 1 年間の掲載で、その効果としてホームページのアクセス数の変動を指標とする予定である。

9. 次回会議開催：

2019 年 09 月 06 日(金) 14:00~17:00

開催場所：(一財)日本食品分析センター 大阪支所 2F 会議室

<https://www.jfirl.or.jp/about/access>

以 上